

千葉県横芝光町（国内 75 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和 5 年 2 月 10 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 農場の周辺環境

- ① 当該農場は平野部に位置し、付近は水田に囲まれている。調査時、農場周辺の水田ではアオサギが確認された。
- ② 当該農場は主に雛の生産を行うあひる農場であり、あひるの雛を他農場に出荷するほか、アイガモ農法用のアイガモの雛を稲作農家に出荷するとともに、製薬メーカー等に種卵を出荷していた。なお、調査時はアイガモ農法用の雛の出荷は始まっていなかった。
- ③ 当該農場には開放家きん舎 9 棟（うち 6 棟が採卵舎、3 棟が育成舎）とウインドウレスの育雛舎 1 棟があり、発生時は開放家きん舎 8 棟において、あひる又はアイガモが飼養されていた。
- ④ 衛生管理区域外には孵卵舎が併設されている。
- ⑤ 当該農場では令和 3 年 1 月 28 日に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された令和 2 年度シーズン国内 37 例目の発生農場であった。

2 通報までの経緯

- ① 国内 65 例目及び 69 例目の発生に伴い 1 月 28 日に実施した検査において陰性が確認されていた。
- ② 飼養管理者によると、2 月 9 日に発生舎（通報時 450 日齢）の産卵数が約 6 割落ち込んでいるのを発見したことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 死亡状況には変化はなかったとのこと。また、通報後に確認したところ他の 1 家きん舎でも産卵数が 5 割程度低下していたとのこと。
- ④ 調査時には、発生舎の殺処分は終了していたが、これ以外の確認した採卵舎 4 棟全てで神経症状を示すあひるや死亡あひるが認められた。一方、育成舎 2 棟においては、明らかな異状は認められなかった。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、従事者 3 名が飼養管理を行っており、鶏舎ごとに担当が概ね決まっておられ、集卵と卵の洗浄、餌や敷き藁の補充といった飼養管理、死亡鳥の回収、排水口の清掃などの作業を行っていた。
- ② ①の従事者とは別に、2 名が孵卵施設を管理しており、この 2 名が家きん舎に立ち入ることは殆どなかった。

4 農場の飼養衛生管理

- ① 農場入口には立入禁止の看板・柵を設置し、車両が当該農場に出入りする際には、農場入口の動力噴霧器で消毒を行っていた。
- ② 飼養管理者によると、従業員は、衛生管理区域外に車を停めた後、農場内の更衣室で農場専用の作業着、長靴及び手袋に交換してから衛生管理区域に入っていたとのこと。外来業者が立ち入る際は、従業員と同様の衛生対策を実施しており、また、立入りの都度、立入り名簿に記帳していたとのこと。
- ③ 従業員が家きん舎、集卵室等に入る際には、建物ごとにそれぞれ専用の長靴・手袋を用いていたとのこと。家きん舎に入る際は、前室にて踏み込み消毒、家きん舎専用長靴への履き替え、手袋の消毒を行っていたとのこと。外来業者が立ち入る際は、飼養管理者立ち合いの上、従業員と同様の消毒等の衛生対策を実施していたとのこと。
- ④ 家きん舎横には飼料タンクが設置されおり、当該タンク上部には蓋が設置されてい

た。飼料タンク以外の餌は使用されていなかった。

- ⑤ 飼養家きんへの給与水は、地下水をくみあげ、塩素消毒を行った上で使用していたとのこと。
- ⑥ 育雛舎を除く家きん舎には水飲み場が設置されており、水飲み場の下は金網となっていた。金網部分から家きん舎外に流れた排水は、農場内の排水路を通して2か所の汚水マスにたまる構造となっていた。飼養管理者によると、1日1回、汚水マスに消毒剤を投入していたとのこと。
- ⑦ 敷料のわらは保管庫から2週間に1回程度フォークリフトで家きん舎近くまで運び、防鳥ネットが設置された箇所から手作業で家きん舎に立ち入ることなく内部に搬入していたとのこと。直近の搬入は令和4年末とのこと。
- ⑧ 集卵は毎朝手作業で行っており、家きん舎ごとにケースに卵を回収し、洗卵所へ運搬していたとのこと。生産された種卵は、浸漬消毒と消毒液による洗浄を行ったあと、貯卵、孵卵し、雛の出荷の際には使い捨ての段ボールを使用していたとのこと。
- ⑨ 飼養管理者によると、当該農場では、家きん舎単位又は家きん舎内の仕切り単位でオールアウトし、家きんの糞の除去や洗浄・消毒を実施していたとのこと。直近21日以内の導入、家きん舎間の移動、出荷は行っていない。
- ⑩ 家きんの糞は農場内の堆肥場に一時保管したあと、数か月をかけて農場内の大型コンポスト装置で処理していた。また、死亡家きんや孵卵後の卵殻等については、保管せずに直接コンポストで処理していた。堆肥場にある未処理の糞や敷料等は防鳥ネットで覆っていた。仕上がった堆肥は、敷地内の畑に散布しており出荷は行っていなかった。
- ⑪ 家きん舎周辺に石灰を散布していたほか、農場入口には消石灰帯を設けていた。

5 野鳥・野生動物対策

- ① 育雛舎以外の家きん舎は、家きん舎の両側面に開口部があり、片側は金網、もう片側は金網と防鳥ネットが交互に設置されていたが、いずれも外側にロールカーテンがあり、飼養管理者によると、冬季は常に閉鎖していたとのこと。この際、換気はロールカーテン上側の金網部分から行っていた。
- ② 発生舎側面の金網や防鳥ネットの隙間は多くが補修されていたが、一部に隙間が認められた。また、水飲み場の下の方金網と鶏舎枠との間や、壁面下部等の数か所に3 cm程度の隙間が認められた。
- ③ 飼養管理者によると、農場内ではカラスを見ることは殆どないとのこと。また、家きん舎内でネズミを見ることはないが、金網などにネズミのかじり跡を見ることはあるとのこと。

(以上)